

(照会先)
社会保険庁運営部年金保険課
適用徴収対策室
渡辺、高鹿(内線 3607)

平成 21 年 2 月 9 日
社 会 保 險 庁

不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録（約 6 万 9 千件）のうち
年金受給者（約 2 万件）への戸別訪問の状況について（第 2 回中間報告）

平成 20 年 9 月 9 日の「年金記録問題に関する関係閣僚会議」において、標準報酬等の遡及訂正事案に関する今後の対応として、「オンライン上の全ての記録から不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録を抽出した上で、ご本人による当該記録の確認に基づき、調査を行う」とこととされました。

これを踏まえ、年金記録確認第三者委員会のあっせん事案等の分析に基づき、以下の三条件の全てに該当する記録（約 6 万 9 千件）を抽出し、このうち厚生年金受給者（約 2 万件）について、平成 20 年 10 月 16 日から、社会保険事務所職員による戸別訪問を開始し、ご本人に記録確認を行って頂いているところです。

- ① 標準報酬月額の引き下げ処理と同日若しくは翌日に資格喪失処理が行われている。
- ② 5 等級以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。
- ③ 6 か月以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。

標記については、下記の状況となっておりますので、ご報告いたします。

記

1. 戸別訪問の実施件数

平成 20 年 11 月 23 日までに、7,790 件実施。

* 年金記録が事実と相違しているかどうか不明である旨の回答や、年金記録の訂正の申立てを行うかどうか未定である旨の回答が少なからずあったため、ご本人のご記憶、ご意思について、再確認（フォローアップ）を実施している。

2. 回答状況

上記 7,790 件についての、平成 20 年 12 月 15 日までのフォローアップを踏まえ、中間的に整理した回答の状況は以下のとおり（詳細については別添参照）。

○遡及訂正処理が行われた期間における事業所での立場

- | | |
|------|---------------|
| ・事業主 | 3,715 件 (48%) |
| ・役員 | 1,711 件 (22%) |
| ・従業員 | 2,205 件 (28%) |
| ・不明 | 159 件 (2%) |

○年金記録の確認状況

- | | |
|---------------|---------------|
| ・事実と相違なし (注1) | 2,570 件 (33%) |
| ・事実と相違あり (注2) | 4,249 件 (55%) |
| ・不明 (注3) | 971 件 (12%) |

○事実と相違ありとの回答のあった方の年金記録の訂正の意思

- | | |
|----------|---------------|
| ・訂正の意思あり | 2,001 件 (47%) |
| ・訂正の意思なし | 1,560 件 (37%) |
| ・未定 | 688 件 (16%) |

(注1) 「引き下げられた標準報酬月額が当時の報酬に見合ったものであるか」及び「記録の訂正が行われた期間について資格喪失日が会社を辞めた時期と合っているか」の質問に対し、いずれも、「はい」又は「たぶんそうだと思う」との回答があったもの。

(注2) 「引き下げられた標準報酬月額が当時の報酬に見合ったものであるか」又は「記録の訂正が行われた期間について資格喪失日が会社を辞めた時期と合っているか」の質問に対し、少なくとも一つに、「たぶん違うと思う」又は「いいえ」との回答があったもの。

(注3) 上記注1及び注2以外の回答があったもの。

○年金記録の遡及訂正処理に関し、社会保険事務所職員の関与を疑わせるような内容の回答をされた方 426 件 (5. 5%)

- | | |
|----------------------|---------------|
| ・うち、具体性のある内容の回答をされた方 | 69 件 (0. 9%) |
|----------------------|---------------|

(注) 「具体性のある内容の回答」とは、職員が特定でき、関与の内容が具体的に示されているものをいう。

<別添>

厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録に係る戸別訪問の実施状況（速報値）

(平成20年11月23日までの訪問実施分。12月15日までのフォローアップを反映。)

社会保険事務局名	対象者数	面談件数					遡及訂正事実確認件数										「事実と相違あり」との回答の あった方の記録訂正の意思			
							事実と相違なし					事実と相違あり					不明	あり	なし	未定
		事業主	役員	従業員	不明	(計)	事業主	役員	従業員	不明	(計)	事業主	役員	従業員	不明	(計)				
1 北海道	728	185	94	105	4	388	59	33	36	2	130	96	49	55	1	201	57	115	70	16
2 青森	56	4	11	12	0	27	0	6	3	0	9	3	4	6	0	13	5	7	4	2
3 岩手	163	11	4	17	1	33	5	3	5	1	14	6	1	9	0	16	3	10	6	0
4 宮城	146	17	6	23	2	48	8	2	15	0	25	6	4	6	1	17	6	9	4	4
5 秋田	292	43	15	17	3	78	16	6	2	1	25	24	9	12	2	47	6	20	14	13
6 山形	36	12	11	8	0	31	4	4	4	0	12	5	1	4	0	10	9	3	6	1
7 福島	103	29	12	26	3	70	9	6	14	0	29	16	5	9	1	31	10	15	14	2
8 茨城	532	111	48	54	4	217	50	19	19	3	91	49	25	31	1	106	20	49	56	1
9 栃木	456	52	24	20	1	97	19	7	7	0	33	29	16	9	0	54	10	33	12	9
10 群馬	418	150	67	46	6	269	59	25	23	1	108	69	30	16	1	116	45	54	44	18
11 埼玉	2,207	387	173	193	17	770	122	40	35	2	199	215	115	144	10	484	87	224	157	103
12 千葉	1,328	116	74	144	9	343	36	29	37	1	103	57	41	96	4	198	42	103	71	24
13 東京	6,620	813	414	463	23	1,713	217	77	63	7	364	524	306	362	14	1,206	143	583	420	203
14 神奈川	2,116	419	152	193	14	778	98	39	46	1	184	280	102	132	5	519	75	248	171	100
15 新潟	164	44	12	22	1	79	17	4	10	0	31	19	7	6	1	33	15	12	16	5
16 富山	40	2	2	14	0	18	1	1	7	0	9	0	1	5	0	6	3	5	1	0
17 石川	68	20	12	19	0	51	12	9	11	0	32	3	3	6	0	12	7	5	7	0
18 福井	97	24	8	13	1	46	9	5	6	1	21	12	3	5	0	20	5	14	5	1
19 山梨	413	70	25	38	4	137	29	8	7	0	44	37	15	27	1	80	13	33	36	11
20 長野	666	190	70	61	6	327	82	28	24	1	135	84	31	27	3	145	47	42	77	26
21 岐阜	129	24	9	7	0	40	14	7	5	0	26	8	1	2	0	11	3	3	8	0
22 静岡	623	57	31	31	4	123	18	12	14	1	45	26	13	14	0	53	25	15	21	17
23 愛知	553	35	16	43	1	95	22	8	20	0	50	10	5	18	0	33	12	11	18	4
24 三重	143	35	16	12	2	65	12	10	7	0	29	19	6	3	0	28	8	15	10	3
25 滋賀	57	17	9	8	0	34	5	6	4	0	15	11	2	3	0	16	3	7	9	0
26 京都	230	16	12	20	2	50	9	6	8	0	23	5	6	7	0	18	9	11	5	2
27 大阪	1,135	220	84	123	7	434	85	34	56	1	176	104	43	45	1	193	65	94	62	37
28 兵庫	393	45	27	64	4	140	13	11	34	1	59	22	13	19	3	57	24	31	22	4
29 奈良	119	31	17	31	5	84	12	6	15	0	33	15	6	11	1	33	18	11	20	2
30 和歌山	101	19	12	19	3	53	8	5	9	0	22	7	3	8	0	18	13	11	5	2
31 鳥取	46	14	10	19	2	45	4	8	10	1	23	8	1	3	0	12	10	7	3	2
32 島根	27	9	4	11	0	24	4	1	9	0	14	3	1	0	0	4	6	2	1	1
33 岡山	83	32	9	24	2	67	15	5	15	0	35	11	2	5	0	18	14	8	6	4
34 広島	181	42	38	47	2	129	15	16	20	0	51	25	17	16	1	59	19	29	27	3
35 山口	48	14	8	13	1	36	5	5	7	0	17	6	2	3	1	12	7	7	4	1
36 徳島	39	7	2	5	1	15	3	2	4	0	9	3	0	1	0	4	2	3	1	0
37 香川	85	22	10	14	1	47	9	7	10	0	26	9	3	2	1	15	6	7	7	1
38 愛媛	498	95	23	23	8	149	26	8	4	1	39	55	12	13	3	83	27	18	36	29
39 高知	30	7	4	13	0	24	1	3	11	0	15	4	1	0	0	5	4	0	0	5
40 福岡	315	67	29	68	6	170	27	18	30	1	76	26	7	27	2	62	32	26	25	11
41 佐賀	46	17	8	18	0	43	8	5	7	0	20	7	2	4	0	13	10	5	6	2
42 長崎	171	49	24	31	2	106	16	11	13	1	41	27	8	14	0	49	16	29	15	5
43 熊本	98	16	7	12	1	36	2	1	7	1	11	9	5	2	0	16	9	6	6	4
44 大分	146	26	16	16	1	59	13	6	8	1	28	12	10	8	0	30	1	12	17	1
45 宮崎	51	10	9	3	2	24	6	5	0	0	11	3	4	1	1	9	4	4	1	4
46 鹿児島	186	66	36	24	2	128	24	23	13	1	61	33	11	9	0	53	14	26	23	4
47 沖縄	73	24	7	18	1	50	9	1	7	0	17	14	5	11	1	31	2	19	11	1
全 国 計	22,255	3,715	1,711	2,205	159	7,790	1,237	581	721	31	2,570	2,016	957	1,216	60	4,249	971	2,001	1,560	688

<参考1>

(事実確認の状況)

	事実と相違なし	事実と相違あり	不明	計
事業主	1,237 (33%)	2,016 (54%)	462 (12%)	3,715 (100%)
役員	581 (34%)	957 (56%)	173 (10%)	1,711 (100%)
従業員	721 (33%)	1,216 (55%)	268 (12%)	2,205 (100%)
不明	31 (19%)	60 (38%)	68 (43%)	159 (100%)



(記録訂正の意思の状況)

	訂正の意思あり	訂正の意思なし	未定	計
事業主	711 (35%)	912 (45%)	393 (19%)	2,016 (100%)
役員	483 (50%)	324 (34%)	150 (16%)	957 (100%)
従業員	773 (64%)	303 (25%)	140 (12%)	1,216 (100%)
不明	34 (57%)	21 (35%)	5 (8%)	60 (100%)

平成20年9月18日
社会保険庁

不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録の抽出について

9月9日の「年金記録問題に関する関係閣僚会議」においては、標準報酬等の遡及訂正事案に関する今後の対応として、「オンライン上の全ての記録から不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録を抽出した上で、ご本人による当該記録の確認に基づき、調査を行う」こととしたところ。

これについては、以下のような方向で取り組む方針。

1. 第三者委員会のあっせん事案のうち標準報酬の遡及訂正事案に該当する13件及びこれらの事案の申立人と同様の遡及訂正が行われている可能性のある同僚の方の事案75件の合計88件を基にした分析を行ったところ、ほとんどの事案が次の3条件すべてに該当することが確認された。

① 標準報酬月額の引き下げ処理と同日もしくは翌日に資格喪失処理が行われている。

② 標準報酬月額が5等級以上引き下げられている。

③ 6か月以上遡及して記録が訂正されている。

※ 上記88件のうちの約9割が3条件すべてに該当。

※ さらに、同じ事業所の同僚が上記の条件に該当していればよいとした場合には、上記88件のうち約99%が3条件すべてに該当。

2. この3条件すべてに該当する被保険者記録をオンライン上の記録およそ1億5,000万件から抽出したところ、約6万9千件がこれに該当することが判明。

これらのうち、厚生年金受給者（65歳以上の方でおよそ2万件）について、年明け早々を目途に標準報酬等の記録の送付を開始し、ご本人による当該記録の確認に基づいて調査を行う。

平成20年10月 3日
社会保険庁

不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録の抽出について

1. 標準報酬等の遡及訂正事案に関する今後の対応として、「記録を抽出した上で調査」については、9月18日に、
 - (1) 第三者委員会のあっせん事案のうち標準報酬の遡及訂正事案に該当する13件及びこれらの事案の申立人と同様の遡及訂正が行われている可能性のある同僚の方の事案75件の合計88件を基にした分析を行ったところ、ほとんどの事案が次の3条件すべてに該当することが確認されたこと、
 - ①標準報酬月額の引き下げ処理と同日もしくは翌日に資格喪失処理が行われている。
 - ②標準報酬月額が5等級以上引き下げられている。
 - ③6か月以上遡及して記録が訂正されている。 - (2) この3条件すべてに該当する被保険者記録をオンライン上の記録およそ約1億5,000万件から抽出したところ、約6万9千件がこれに該当することが判明したこと、
 - (3) これらのうち、厚生年金受給者（65歳以上の方でおよそ2万件）について、ご本人による標準報酬等の記録の確認に基づいて調査を行うこと
について公表したところです。
2. 上記の件に関し、今般、3条件それぞれに該当する被保険者記録の件数について関係各方面からお尋ねがあったことから、以下のとおり公表いたします。

各条件に該当する件数について

条件 ①	標準報酬月額の引き下げ処理と同日もしくは翌日に資格喪失処理が行われている。	約 15 万 6 千件	3 条件すべてに該当 〔不適正な処理の可能性のある記録を的確に抽出〕
条件 ②	5 等級以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。	約 75 万 0 千件	約 6 万 9 千件 〔うち年金受給者分 約 2 万件〕
条件 ③	6 ヶ月以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。	約 53 万 3 千件	

(注) 条件①～③それぞれに該当する件数には、適正な事務処理によるものが含まれている。

※ それぞれの件数については、あくまでも機械的に算出したものであり、以下の点について留意が必要です。

- 「条件①に該当するもの」(約 15 万 6 千件)については、例えば、被保険者の資格喪失時に、事業主による変更届の届出漏れや誤りが判明した場合において、標準報酬月額の引下げ処理と同日又は翌日に資格喪失処理が行われる場合があるが、これは適正な事務処理であり、この条件のみをもって、不適正な事務処理の可能性の高い記録を的確に絞り込むことはできない。
- 「条件②に該当するもの」(約 75 万 0 千件)については、例えば、毎年 7 月に事業主が提出する届出に基づく標準報酬月額の見直しの際や、社会保険調査官による事業所調査の際に、事業所の賃金台帳等を確認し、事業主による変更届の届出漏れや誤りが判明し、実態に合わせるため、遡及して標準報酬月額を引き下げた場合などに、標準報酬月額が 5 等級

以上引き下げられることがあるが、これは適正な事務処理であり、この条件に該当することのみをもって、不適正な事務処理の可能性が高いということにはならない。

- 「条件③に該当するもの」（約53万3千件）については、例えば、毎年7月に事業主が提出する届出に基づく標準報酬月額の見直しの際や、社会保険調査官による事業所調査の際に、事業所の賃金台帳等を確認し、事業主による変更届の届出漏れや誤りが判明し、実態に合わせるため、遡及して標準報酬月額の記録を訂正した場合などに、6か月以上遡及して標準報酬月額の記録を訂正することがあるが、これは適正な事務処理であり、この条件に該当することのみをもって、不適正な事務処理の可能性が高いということにはならない。
- 以上のことや第三者委員会のあっせん事案・同僚事案を基にした分析の結果等から、3条件の1つずつでは抽出条件として不十分であり、上記3条件すべてに該当する記録を抽出することにより、不適正な事務処理の可能性の高い記録を的確に絞り込むことができるものと考えられる。